

越境 EC の新しい関税規定について

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約と結論>

国家財政部などは 2016 年 3 月 24 日、「越境 EC(BtoC)の輸入税収政策に関する通知」を公布した。2016 年 4 月 8 日から施行される。

同通知では BtoC の越境 EC 取引のうち、財政部が作成したリストに該当する商品で取引・決済・物流の 3 つの電子情報が提供できることを条件に、1 回の取引額が 2,000 元以下の場合に限り関税を免除するとした。一方でこれまで免税とされていた消費税と増値税については、新たに法定課税額の 70%が徴収されることになる。条件に該当しない商品や取引は、これまでと同様に行郵税が適用される。

なお財政部による「越境 EC 輸入商品リスト」は現時点でまだ発表されていない。

1. 新しい越境 EC 税制の対象範囲

国家財政部、海関総署、国家税務総局は 2016 年 3 月 24 日、「越境 EC(BtoC)の輸入税収政策に関する通知(关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知)」を発表した。越境 EC の利用拡大に伴って免税範囲を拡大するもので、2016 年 4 月 8 日から施行される。

同通知では BtoC の越境 EC について、実際の取引金額(商品の代金、送料、保険料を含む)を課税金額とみなすと規定。対象となる商品は、財政部が後日公布予定の「越境 EC 輸入商品リスト(跨境电子商务零售进口商品清单)」に記載された商品のうち、①税関とネットワークでつながれた EC プラットフォームを通じて購入し、取引・決済・物流の 3 つの電子情報が揃っている輸入商品、②税関とネットワークでつながれた EC プラットフォーム以外を通じて購入したが、配送業者が取引・決済・物流等の電子情報を一括して提供でき、なおかつ相応の法的責任を負うことを承諾した輸入商品、のいずれかとなっている。

なお、越境 EC に該当しない個人用商品や取引・決済・物流等の電子情報を提供でき

ない輸入商品については、引き続き現行の行郵税(中国に入国する個人の荷物及び郵送物品に対し税関が徴収する輸入税)が適用され、関税が 50 元以下であれば免税となる。行郵税もあわせて改定され、これまで 10%・20%・30%・50%の 4 段階だったものが 15%・30%・60%の 3 段階に見直しとなった。また BtoB の越境 EC や一般貿易による輸入貨物も本通知の対象外であるため、現行の関税規定が適用となる。

2. 免税範囲

旧規定では 1 回の取引の上限を 1,000 元としていたが(香港・マカオ・台湾は 800 元)、新規定では 2,000 元に拡大された。年間上限金額は 1 人 20,000 元となっている。ただし消費税と増値税は旧規定の免税扱いを取り止め、法定課税額の 70%を徴収するとした。また 1 回の取引上限額や年間の取引上限額を超えた場合、あるいは課税額が単品で 2,000 元を超える分割できない商品がある場合には、一般貿易とみなし全額課税するとした。通関後 30 日以内に返品した場合、関税の払い戻しを受けることができる。

越境 EC でよく購入されるベビー用品や衣料品を例にあげると、まず消費税はタバコ、酒、化粧品、宝飾品、高級腕時計、自動車等のいわゆる贅沢品 15 品目について 1~56%課税されるもので、今回はその対象ではない。また増値税は一般的な小売の場合は 17%、食品や雑誌書籍は 13%となっている。よって消費税は 0%、増値税は $17\% \times 70\% = 11.9\%$ の税率となる。送料を含め 300 元の粉ミルクを購入した場合、 $300 \times 11.9\% = 35.7$ 元の税金がかかることになる。

原文：「关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知」财关税〔2016〕18 号
http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201603/t20160324_1922968.html

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。本書の内容は 2016 年 4 月 8 日時点で加筆、修正されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776